

# 特定非営利活動法人ボルネオ保全トラスト・ジャパン定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ボルネオ保全トラスト・ジャパンとし、略称をBCTJとする。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都品川区東品川1丁目25番8号東京サラヤビル2階に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、生物多様性保全のために、保護区と保護区を結び野生動物が生命をつなぐボルネオ緑の回廊をつくり、地元の人々が持続可能な資源活用やエコツアーなどをできるようにし、アジアの市民や子どもたちに環境教育を通じて生物多様性の重要性、持続可能な社会のあり方を伝えることで、人間と自然が共生できる持続可能な地球環境を次世代に引き継いでいくことを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ボルネオ緑の回廊をつくる事業
- (2) 野生動物の保護、保全を行う事業
- (3) 生物多様性保全に関する普及啓発事業
- (4) ボルネオの生態保全に関わる情報提供事業
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事業

れを補充しなくてはならない。

#### (解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事は理事会において、監事は総会において、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなくてはならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 会議

#### (会議の種類)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

#### (会議の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任または解任、役員職務
- (6) 資産の管理の方法
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)
- (9) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第22条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

# 給与規定

特定非営利活動法人  
ボルネオ保全トラスト・ジャパン

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 職員就業規則(以下、就業規則という)第22条の規定により、特定非営利活動法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン(以下、法人という)職員の給料については本規程の定めるところによる。

### (均等待遇)

第2条 職員の国籍、信条又は社会的身分を理由として差別的取り扱いをしない。

### (男女均等待遇)

第3条 職員の男女の性別を理由として給与について差別的取り扱いをしない。

### (給与の種類)

第4条 職員の給与の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当

第5条 給与は月の1日から起算し末日に締め切って計算する。

2 給与は毎月25日に支払う。支払日が銀行その他の金融機関の休日にあたる時は、その日前の最も近い休日でない日とする。ただし、支給日が金融機関の休日にあたる時はその前日に繰上げて支払う。

### (給与の計算方法)

第6条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その時間に対する給与は支給しない。ただし本規定等で別に定める場合は、その規定による。

- 2 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該給与締切り期間の末日において合計し1/4時間で算出する。
- 3 昇給した職員の給与は、発令の日から日割り計算による。
- 4 一給与締切り期間における給与の総額に1円未満の端数を生じた場合は端数が50銭以上のときは1円に切り上げ、50銭未満のときは切り捨てる。
- 5 中途採用された職員及び中途退職者の給与は日割計算による。

### (給与の支払方法)

第7条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるもの、及び、職員の過半数を代表するものと書面により協定したものは、これを控除して支給する。なお、職員の同意を得た場合には、当該職員の指定する銀行等の当

該職員の預金口座等への振込みによることができる。

(給与からの控除)

第 8 条 給与からの控除金は次の通りとし、毎月給与支払の際これを控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険・介護保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) 従業員代表との協定又は本人との協定によるもの、賠償保険料等

(非常時払い)

第 9 条 法人は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合の費用に充てるため、職員の請求により給与支払日前であっても給与計算期間のうち既に働いた日数の給与を可及的速やかに理事長の認めるところにより支払うことができる。

- (1) 職員の出産、疾病に伴う費用及び災害を受けた場合
- (2) 職員の収入によって生計を維持する者の出産、もしくは疾病、又は災害を受けた場合
- (3) 職員若しくはその収入によって生計を維持する者が結婚、又は死亡したとき
- (4) 職員又はその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合
- (5) 前各号のほか、やむを得ない事情があると理事会が認めた場合

(退職時の給与の支払)

第 10 条 職員が死亡、又は退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第 7 条の規定にかかわらず、本人又は遺族から請求があった場合は、未払いの給与を 7 日以内に支払うことができる。

(遺族の範囲)

第 11 条 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条における相続権者及び相続順位とする。

(有給休暇の取扱い)

第 12 条 就業規則第 29 条(年次有給休暇)、第 31 条(慶弔休暇)、第 32 条(産前産後休暇)の有給休暇を認める。

2 パートタイム職員については、パートタイム職員規則第 13 条(年次有給休暇)の有給休暇を

認める。

#### (その他の休暇等の取扱い)

- 第13条 就業規則第30条(病気休暇)、第33条(母子保健管理のための休暇)、第34条(生理休暇)、第35条(育児休暇)、第37条(介護休暇)の無給休暇等を与える。
- 2 パートタイム職員については、就業規則第32条(産前産後休暇)、第33条(母子保健管理のための休暇)、第34条(生理休暇)、第35条(育児休暇)、第37条(介護休暇)の無給休暇等を与える。

#### (業務上疾病等による休業の取扱い)

- 第14条 業務上の傷病又は通勤災害により休業した者は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるものとする。
- 2 その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により理事会が定める。

#### (休職期間中の取扱い)

- 第15条 職員の休職期間中は、原則として給与を支給しない。但し、就業規則第41条第5号により休職させた場合、理事会の承認を得て給与の全額又は一部を支給することができる。

## 第2章 本俸

#### (給与の形態・本俸月額)

- 第16条 職員の給与は月給制とする。
- 2 職員の本俸月額は、別表1基本給(A常勤職員、Bパートタイマー)で定める額とする。ただし、特別の事情により本表によりがたい場合は、その都度理事長が定める。

#### (初任給)

- 第17条 職員の本俸の初任給は、原則として基本給の1級を適用する。ただし、前職のあるものは能力、技能及び経験を勘案して理事長が決定する。

#### (昇給)

- 第18条 昇給は、現に受けている号を受けるに至ったときから6ヶ月以上勤務したものに付き、基本給表の同一等級のその1級以上上位の号俸に昇給させることができる。
- 2 昇給は臨時昇給とし、勤務成績、技能、功績その他の事項を考課して行う。
- 3 昇給は前項の定期昇給の外に臨時あるいは特別に昇給することができる。
- 4 昇給は、法人の業績の消長により定期昇給を行わないこともある。

(降給)

第 19 条 降給は等業務上やむをえない場合に行うことができる。

2 降給は個人の勤務成績・能力が著しく悪化し、その任に耐えられなくなった場合、または懲戒処分を受けた者等につき、その度合いを勘案して行うことができる。

### 第 3 章 手当

(手当の額等)

第 20 条 職員に対し第 4 条第 1 号、第 2 号に定める手当を、別表に定める通り支給する。

2 手当について、本規程に定めのない事項については、理事会で定める。

### 第 4 章 賞与

第 21 条 賞与は原則として支給しない。

### 第 5 章 改正

(改正)

第 21 条 この規定の改正は、職員の代表者の意見を聞いたうえ、法人理事会の議決によっておこなわれる。

## 附則

- 1 本規定は、2013年7月1日から施行する。
- 2 本規定は、2018年2月5日から施行する。



## 別表

### 1. 基本給表

#### A 常勤職員

(中途採用職員は試用期間終了時に経験能力を加味し、事務局長が決定する。)

級	本給(円)
1	200,000 円 ~ 240,000 円未満
2	220,000 円 ~ 240,000 円未満
3	240,000 円 ~ 260,000 円未満
4	260,000 円 ~ 280,000 円未満
5	それ以降

#### B パートタイマー時給表

(中途採用職員は試用期間終了時に経験能力を加味し、事務局長が決定する。)

級	本給(円)
1	1,000 円

### 2. 通勤手当

額または率	支給条件
全額支給 公共交通機関利用 交通費実費額が日額 2,000 円未満の場合:月額、 実費を支給する。	○公共交通機関利用者は、通常利用 する交通機関の1ヶ月定期の金額で計 算する。

### 3. 賞与

原則として支給しない。本規程に定めのない事項により支給される場合の支給額は、理事会において定める。

### 4. 中途入退職者

(基本給+固定制諸手当)×日勤務日数(含む有給)/22日+(超過勤務+休日等)

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン	事業年度	平成 30年6月1日 ~ 令和 元年5月31日
-----	------------------------------	------	----------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	916,000 円
賛助会員受取会費	467,000 円
マンスリー会員受取会費	532,300 円
キッズ会員受取会費	5,500 円
受取寄附金	36,083,546 円
受取民間助成金	3,843,000 円
緑の回廊事業収益	557,812 円
野生動物事業収益	213,000 円
普及啓発事業収益	1,246,761 円
受取利息	475 円
	円
	円
	円
	円
合 計	43,865,394 円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし



3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		19,489,137 円	BCTJ 運営支援
		3,892,209 円	恩返しプロジェクト支援寄付
		3,167,195 円	恩返しプロジェクト支援寄付
		2,643,000 円	助成金
		1,658,414 円	BCTJ 運営支援寄付

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		7,852,427 円	用途指定寄付金
		2,940,133 円	業務委託費
		633,200 円	業務委託費
		445,176 円	印刷料
		302,500 円	業務委託費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			H30.11.16	120,000 円	2019 年度カレンダー x100
			H30.11.26	1,200 円	2019 年度カレンダー
			H30.11.29	3,600 円	2019 年度カレンダー x3
			H30.12.10	1,200 円	2019 年度カレンダー
			H30.12.27	1,200 円	2019 年度カレンダー
			H31.1.18	7,000 円	2019 年度カレンダー x7
			H31.2.19	60,000 円	パーム油白書 2018 x100



5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2人	4,003,620円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
H30. 6. 8	[Redacted]	[Redacted]	サイチョウ保全プロジェクト支援	511,458円
H29. 12.05			事務局運営費寄付金	7,510,750円
H29. 12.05			保護ゾウ用粉ミルク代寄付金	1,035,568円
	合計			9,057,776円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
H30. 6. 8	サイチョウ保全プロジェクト支援寄付金	511,458円
H30. 9. 6	保護ゾウ用エサ運搬業務委託費	1,477,949円
H30.11.12	ボルネオ保全トラスト・サバ事務局運営支援金	7,510,750円
H30. 4. 24	[Redacted]年会費	38,765円
R1. 5. 7	保護ゾウ用エサ運搬業務委託費	1,469,184円
R1. 5. 13	ボルネオエレファントサンクチュアリ施設工事費	353,177円
R1. 5. 22	海外出張費支払い	693,901円
R1. 5. 28	保護ゾウ用粉ミルク代寄付金	1,035,568円
		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン	チェック欄
-----	---------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと



イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	平成30年6月1日 ～令和元年5月31日	18人	0人	0%	4人	22.0%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。



## 役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		18人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		4人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
石田 戡		理事		○							H20.12.17 就任
黒鳥 英俊		理事		○							H20.12.17 就任
坂東 元		理事		○							H20.12.17 就任
更家 史朗		理事		○							H20.12.17 就任
中村 真理子		理事		○							H20.12.17 就任
中西 宣夫		理事		○							H20.12.17 就任
代島 裕世		理事		○							H20.12.17 就任
横塚 眞己人		理事		○							H20.12.17 就任 H31.2.1 辞任
岩村 恵子		理事		○							H20.12.17 就任
石崎 雄一郎		理事		○							H23.8.1 就任
藤本 登紀子		理事		○							H20.12.17 就任

水品 繁和		理事		○								H20.12.17 就任
荒川 共生		理事		○								H20.12.17 就任
東井 浩子		理事		○								H27.8.1 就任
竹田 正人		理事		○								H20.12.17 就任
青木 崇史		理事		○								H25.8.1 就任
金子 正美		理事		○								H29.1.30 就任
黒木 泰子		理事		○								H29.1.30 就任
村井 雅子		監事		○								H25.6.1 就任 H30.7.31 辞任
山田 隆雄		監事		○								H30.8.1 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (N-Books, free) 使用ルーズリーフ	週2回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (N-Books, free) 使用ルーズリーフ	週2回	7年
貸金台帳	Excel データ印刷 ルーズリーフ	月1回	7年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン	チェック欄
-----	---------------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること	✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと	
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと	
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること	

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン
-----	---------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ボルネオ保全トラスト・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/>